

○山梨県警察銃砲刀剣類の所持許可等事務の取扱要領の制定について

〔令和 7 年 2 月 2 7 日〕
〔例規甲（保許）第 4 4 号〕

山梨県警察銃砲刀剣類の所持許可等事務の取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、山梨県警察銃砲刀剣類の所持許可等事務の取扱いに関する訓令（昭和 56 年山梨県警察本部訓令第 11 号。以下「訓令」という。）の細目的事項を定めるものである。

第 2 許可等の事務取扱い

1 各種申請書等の受理及び受付簿の運用

- (1) 警察署長（以下「署長」という。）は、銃砲若しくはクロスボウ（以下「銃砲等」という。）又は刀剣類に関する各種申請書及び届出書（以下「申請書等」という。）を受理するときは、所定事項の記載及び申請書等添付書類に不備がないかを確認し、受理することが適当であると認めたときは、生活安全部保安課長（以下「主管課長」という。）から受理番号の付与を受け、申請書の右上余白に記載し、受領書（第 1 号様式）等を作成して申請者に交付又は通知するものとする。
- (2) 署長は、申請書等を受理する際に、山梨県警察関係手数料条例（平成 12 年山梨県条例第 36 号）で定められた手数料額の収入証紙を受理するときは、申請書等に当該収入証紙を貼り付け、消印を押すものとする。
- (3) 署長は、事務取扱窓口に受付簿（第 2 号様式）を備え付け、次の要領で運用するものとする。
 - ア 受付簿には、申請者自ら署名させ、該当項目をチェックさせること。
 - イ 電子申請による場合は、申請者に代わって事務担当者に受付簿を記載させ、備考欄に電子申請と朱書させること。
 - ウ 事務担当者に当該受付簿によって当日の申請書類を確認させ、決裁を行うこと。

2 管理簿の運用

署長は、事務取扱窓口に管理簿（第 3 号様式）を備え付け、申請等事務の状況を把握するため、次の要領で運用するものとする。

ア 管理簿には、事務担当者にその都度必要事項を記載させ、受付時及び事務終了時の2回決裁を行うこと。この場合において、生活安全担当課長に標準処理期間を始め、審査で留意すべき事項を確認させ、及び指示させること。

イ 管理簿は、事務担当の係長に保管させ、受付簿と照合を行わせるなど申請等事務の適正管理に努めること。

3 届出書及び申請書の進達

(1) 届出

署長は、次の届出を受けたときは、それぞれ銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）に規定する書類を必要数提出させ、確認及び調査を行った上、正本を警察署の控えとし、写しを生活安全全部保安課（以下「主管課」という。）に進達するものとする。

(ア) 銃砲刀剣類製造等届出

規則別記様式第1号の届出書 1通提出

(イ) 人命救助等に従事する者届出

規則別記様式第2号の届出書 1通提出

(ウ) 使用人届出

規則別記様式第4号の届出書 1通及び写真2枚提出

(エ) 教習射撃指導員又は練習射撃指導員の選任解任届出

規則別記様式第47号又は第59号の届出書 1通提出

(オ) 教習用備付け銃等届出

規則別記様式第52号の届出書 1通提出

(カ) 保管業届出

規則別記様式第70号の届出書 1通提出

(2) 申請

次の申請書類は、正本を警察署の控えとし、写しを主管課に進達するものとする。ただし、(ア)及び(エ)を同時に申請する場合は、診断書等の共通する添付書類については、1通添付し、ほかは省略することができるものとする。

(ア) 銃砲等（刀剣類）所持許可申請

(イ) 銃砲等（刀剣類）所持許可証書換申請

(ウ) 銃砲等（刀剣類）所持許可証再交付申請

- (エ) 猟銃等（クロスボウ）所持許可更新申請
- (オ) 技能検定申請
- (カ) 教習資格認定申請
- (キ) 練習資格認定申請
- (ク) 年少射撃資格認定申請
- (ケ) クロスボウ射撃資格認定申請
- (コ) 許可事項抹消申請
- (カ) 射撃指導員指定申請
- (シ) 教習射撃場指定申請
- (ス) 練習射撃場指定申請
- (セ) 指定射撃場指定申請
- (ソ) 技能講習修了証明書再交付（書換）申請
- (タ) 年少射撃資格認定証再交付（書換）申請
- (チ) 年少射撃資格講習修了証明書再交付（書換）申請
- (ツ) 講習修了証明書再交付（書換）申請
- (テ) 技能検定合格証明書再交付（書換）申請

(3) 申請書等の受理に当たっての留意事項

ア 猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可申請、更新申請、技能検定申請、教習資格認定申請及びクロスボウ射撃資格認定申請については、面接調査を厳格に行い、特に精神的欠格事由該当者等の発見に努めること。

イ 猟銃等講習会（クロスボウ講習会を含む。第6において同じ。）の受講の申込み、教習資格認定証の交付、クロスボウ射撃資格認定証の交付、猟銃用火薬類等の譲受けの許可証の交付、猟銃用火薬類等譲受許可証の交付、技能講習の受講の申込み、技能講習通知書の交付、技能講習修了証明書の交付、猟銃・空気銃所持許可証、クロスボウ所持許可証の新規交付若しくは交付済み許可証への記載（併記）、講習修了証明書の書換え若しくは再交付の申請、教習資格認定証の書換え若しくは再交付の申請又は技能講習修了証明書の書換え若しくは再交付の申請は、他に定めるところにより代理人に委任状及び必要書類等を持参させた上受理すること。ただし、他の代理申請は、認めないこととし、代理申請があった場合は、受理しないこと。

ウ ライフル銃を狩猟又は有害鳥獣駆除の用途で所持する場合は、継続して10年以上の猟銃の所持経歴が必要であることから、猟銃所持経歴申告書（訓令別記様式第2号）を提出させ、確認すること。

エ 銃の構造及び機能の基準審査を行うため銃の口径、銃全長、銃身長、弾倉内装填数等の記載のないものは、受理しないこと。

オ 銃砲等の使用目的がない場合は、受理しないこと。

カ 譲受け以外の理由によるときは、譲渡承諾書に代えて次の書面を添付させること。

(ア) 相続による場合は、戸籍謄本及び当該銃を相続取得した旨の上申書

(イ) 発見等による場合は、発見届出書の写し

(ウ) 輸入したものである場合は、仮領置書の写し又は貨物若しくは郵便の到着通知書の写し

キ 診断書

(ア) 診断書の内容については、医師に一任することとし、統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判断し、若しくはその判断に従って行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる症状を呈する病気、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかの判断ができるものとする。

(イ) 次のいずれかに該当する医師が作成し、精神障害等に係る欠格事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されている診断書であること。

a 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項に規定する精神保健指定医

b 精神科、心療内科、神経内科等を標ぼうし、2年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する医師

c 申請者の心身の状況について診断したことがある医師（以下「かかりつけ医」という。）

(ウ) かかりつけ医が作成した診断書を受理した場合は、当該医師が過去に申請を診断した事実があるかを確認し、過去に診断したことがない、又は診断したか不明であるときは、新たな診断書に替えさせること。

(エ) 診断書の有効期間は3か月とし、診断書が作成されてから3か月を経過しているときは、新たな診断書に替えさせること。

ク 経歴書

重要事項の虚偽記載又は重要事実の欠落があった場合は、受理しないこと。

ケ 使用実績報告書

更新申請（所持許可申請と同時になされたものを含む。）の場合は、許可を受けている用途で使用した実績を記載した使用実績報告書を添付させること。

コ 認知機能検査

次のものについては認知機能検査を実施し、その結果を申請書に添付すること。

a 銃砲等又は刀剣類の所持許可の申請をする者で、申請日の時点で年齢が75歳以上のもの（申請日以降（申請日当日を含む。）に検査を実施すること。）

b 猟銃若しくは空気銃（以下「猟銃等」という。）又はクロスボウの更新の申請をする者で、当該許可の有効期限が満了する日における年齢が75歳以上のもの

なお、aの申請者については申請日以降、bの申請者については許可の有効期間が満了する日の5月前から1月前までの間に、運転免許証更新のための認知機能検査を実施していれば、その結果をもって替えることができる。

4 銃砲等の保管設備に係る調査

(1) 署長は、銃砲等の新規許可申請又は更新申請の受理に際しては、申請者に、許可又は更新の申請時に保管設備の構造及び設置場所を記載した銃砲等保管設備状況申告書（第4号様式）を提出させるとともに、申請者の住居等に赴き、実際の保管設備が所定の基準に適合し、適切に設置しているか否かを猟銃等の所持許可のための調査及び審査の実施要領について（令和6年11月27日付け、通達（保許）第459号）に基づいて確認を行うこと。

なお、同通達に基づき作成した面接調査書及び調査書は、ほかの添付書類とともに写しを主管課へ進達すること。

- (2) 署長は、第4の1により許可証の記載事項変更の届出を受理した場合において、転入等により保管設備の設置場所の変更を生じたものについては、(1)に準じて当該保管設備に係る調査を実施すること。

5 銃砲等又は刀剣類関係事項照会

主管課長は、銃砲等若しくは刀剣類の所持の許可又は年少射撃資格の認定に関する事務の処理に関し必要があると認めるときは、銃砲等又は刀剣類関係事項照会書(規則別記様式第75号)により行うこと。

6 申請書等の審査

主管課長は、銃砲等又は刀剣類の所持許可申請及び猟銃等又はクロスボウの更新申請の際は、各種調査及び照会の結果を踏まえ、総合的見地から厳正に審査を行うこと。

なお、審査に必要な事項を確認するため技能検定等審査票(第5号様式)、猟銃等所持許可等審査票(第6号様式)、猟銃等所持許可更新用審査票(第7号様式)、産業用銃砲所持許可用審査票(第8号様式)及び刀剣類所持許可用審査票(第9号様式)を活用し、漏れのないようにすること。

7 届出書の確認

届出内容の確認は、次により行うこと。

ア 届出書の記載事項及び添付写真が事実と一致するものであること。

イ 人命救助等に従事する者及び建設用びょう打銃等の銃砲販売店等の使用人は、銃砲火薬類を取り扱うことから、年齢が18歳以上の者であること。

ウ 使用人等が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条第1項各号の該当者であることが判明した場合は、届出を受理しないこと。

8 銃砲等又は刀剣類の確認

(1) 確認の方法

ア 確認は、必ず申請者本人を来署させて行うこと。

イ 確認は、提出された銃砲等又は刀剣類と許可証を照合して行うこと。

ウ 確認の際、許可証の記載内容と一部異なった銃砲等又は刀剣類を持参したと

きは、理由を聴取し、記載事項を訂正した上で確認すること。この場合において、第4の1の書換えの手續に準じて処理すること。

エ 輸入された銃砲等（駐留軍人からの譲受けを含む。）については、通関済みであることを証明する書類（税関の証明書）の提示を求めて確認すること。

オ 確認に際しては、特に次の点に留意すること。

(ア) 銃砲等が構造及び機能の基準に適合していること。

(イ) 虚偽の申請により所持許可を受けたものではないこと。

(ウ) 基準に適合しない備品を所持していないこと。

第3 所持許可の更新の事務取扱い

1 更新申請書を受理した際の措置

更新申請書に必要な書類を添え、当該許可に係る銃砲等及び許可証とともに提出させ、更新申請書添付書類、銃砲等及び許可証についてそれぞれ検査照会等を行い、異常の有無を確認の上、支障のないものについては、許可証のメモ欄に「更新申請中」のゴム印を押印し、許可番号を記入の上、山梨県公安委員会公印規程（昭和37年山梨県公安委員会規程第1号）第4条に規定する3号印を押印して銃とともに申請者に還付すること。その際、実包管理表（第10号様式。以下「帳簿」という。）等を確認し、前回の所持許可（更新）以降引き続き2年以上当該許可に係る用途（当該許可に係る用途が2以上である場合にあっては、その全部又は一部）に供していないと認めるときは、廃棄又は譲渡の指導を行うとともに法に基づく行政処分を検討すること。

2 欠格事由の調査

欠格事由の調査は所持許可申請の調査に準じて行い、欠格事由のあるときは行政処分の申請を行うこと。

3 許可の更新をしない者等の措置

更新申請期間終了時点において、更新手續をしなかった者に対しては直接警察官がその者に面接し、更新を受けない理由について必要な調査を行った上、廃棄を希望する者は、銃砲等の任意提出及び廃棄処分依頼書（訓令別記様式第13号）とともに銃等を提出させ、譲渡を希望する者は速やかにその手續をとらせるなどの措置を講ずること。

第4 許可証等の書換え、再交付及び返納

1 書換え

(1) 許可証

ア 転入等により記載事項の書換えが生じた場合は、関係書類（申請書、許可証及び住民票の抄本）を提出させ、変更内容を許可証の記載事項変更欄に記入し、抹消部分及び「公安委員会印」欄に押印して交付すること。

イ 銃砲等の修理、用途の変更等により銃砲等の記載事項に変更が生じた場合は、関係書類（申請書及び改造証明書、狩猟免状の写し等）を提出させ、アに準じて処理すること。

ウ ア又はイの場合も許可台帳（猟銃等又はクロスボウの場合は、猟銃等登録カード及び猟銃等所持者カード）を作成し、又は修正して、確認の際の手續に準じて処理すること。

(2) 証明書・認定証

山梨県公安委員会の発行した講習修了証明書、使用人届出済証明書、人命救助等に従事する者届出済証明書、技能講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書、技能検定合格証明書、教習資格認定証、年少射撃資格認定証及びクロスボウ射撃資格認定証の書換え申請書を受理したときは、(1)に準じて処理すること。

なお、他の都道府県公安委員会の発行した証明書・認定証（使用人届出済証明書及び人命救助等に従事する者届出済証明書を除く。）の場合は、主管課を通じて交付した公安委員会に照会の上、書き換えること。

2 再交付

許可証、証明書又は認定証の再交付申請書を受理したときは、申請の理由を確認の上、許可証又は認定証の場合は写真1枚を添付して主管課に進達すること。

なお、紛失等の場合はてん末書を徴し、写しを主管課に進達すること。

3 返納

(1) 許可証の返納

ア 銃砲等又は刀剣類の譲渡又は廃棄処分により許可証を返納するときは、関係書類（銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書及び譲受書又は銃砲等の任意提出及び廃棄処分依頼書）を添えて提出させること。

イ 所持している銃砲等を銃砲等製造販売業者へ譲渡した場合は、当該業者が返納届出を代行することができる。この場合において、業者は最寄りの警察署へ

関係書類及び許可証を提出するので、管轄外に居住する所持者の許可証が返納されたときは、関係書類の写しとともに許可証を主管課へ進達すること。また、主管課は当該所持者の住所地を管轄する警察署（他の都道府県に居住する者の場合は、その都道府県の警察本部の担当課）へ通報するものとする。

ウ 所持者の死去等の理由により所持者本人が届出できない場合で、廃棄処分により許可証を返納するときは、親族に関係書類及び許可証を提出させること。

なお、銃砲等については、事故防止のため警察官が回収するなどの対応をとること。

(2) 認定証の返納

教習資格認定証又は年少射撃資格認定証が失効した場合（教習資格認定証については射撃教習を修了したときを含む。）は、銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書及び認定証を提出させること。

第5 事前相談への対応

銃砲等又は刀剣類に関する各種申請、届出書等に際して相談を受けたときは、後日の紛議等を防止するため、相談の日時、内容等を記載した相談受理簿（第11号様式）によりその経過を明らかにしておくこと。

なお、警察署で受けた相談のうち、判断に迷うものについては、主管課長にその疑義を上申すること。

第6 猟銃等講習会

初心者講習申込みの受理に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 初心者講習の受講を希望する者が、法第5条の4第1項ただし書に規定する者（以下「欠格者」という。）に該当する場合には、猟銃等又はクロスボウの所持の許可を受けることができないが、法上は初心者講習の受講に当たって欠格者に該当するかどうかを確認することとはされていないので、初心者講習の受講希望者に対しては、受講申込書の用紙を直ちに手渡すとともに、欠格者に該当するかどうかについての確認は、猟銃にあつては法第5条の4第1項の技能検定又は法第9条の5第1項の射撃教習の申請、空気銃又はクロスボウにあつては法第4条第1項の規定による所持許可の申請があつた時点で確実にを行うこと。
- (2) 初心者講習の受講希望者に対しては、欠格者に該当する場合には、初心者講習を受講しても猟銃等又はクロスボウの所持の許可を受けることができない場合があることを説明すること。

第7 立入検査等の実施

銃砲等の所持者に対する監督を強化するため、立入検査等（法第10条の6第2項の規定に基づく猟銃及び当該猟銃に適合する実包の保管場所に対する立入検査及び立入検査ではないものの、銃砲等の所持者の協力を得てその保管状況を確認するものをいう。以下同じ。）については、一斉検査に合わせて実施するもののみにとどまらず、随時実施すること。また、立入検査等を実施したときは、立入検査等結果報告書（第12号様式）を作成し、これにより署長に報告すること。

第8 帳簿検査の実施

- 1 猟銃による危害を予防するため、猟銃の所持許可を受けた者に対し、帳簿を備えさせ、実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、当該帳簿に一定の事項を記載させ、最終の記載をした日から3年間保存させること。ただし、当該帳簿の様式については、規則で規定されている記載項目が網羅されていれば、本様式以外であっても帳簿として利用して差し支えない。
- 2 銃砲等検査、立入検査等又は所持許可・更新申請時の調査の際に当該帳簿の検査を実施し、実包の所持状況の記録化を遵守しているか確認すること。

なお、帳簿の確認に当たっては、記載内容が正しいか、又は添付書類が一体として管理されているか提示を求め、裏付けを取ること。

第9 行政処分の申請

1 行政処分申請書の進達

法第11条の規定による許可の取消しの必要があるときは、銃砲等又は刀剣類所持者の行政処分申請書（訓令別記様式第8号）に疎明資料を添えて速やかに主管課に進達すること。

ア 申請書の作成に当たっての留意事項

(ア) 所持者の性質・素行は、具体的に記入すること。

(イ) 「行政処分を必要とする理由」欄には、法第11条第1項各号に該当するに至った状況を具体的に記載すること。また、暴力団関係者については、その団体の活動状況、その組織内における地位、その組織に属する構成員の行った暴力的不法行為の回数及びその内容等の事実を記入すること。

イ 疎明資料は、法令違反事件該当者の場合は、送致書等一件記録を添付し、所在不明者の場合は市町村長宛て照会書、受持警察官の調査報告書、移転先警察

署への照会書等を添付すること。

なお、不適格者については、平素からその実態を把握し、欠格事由を発見した場合、法令違反の事実があった場合等においては、積極的に所持許可の取消しを行い、欠格者の排除に努めること。

ウ 処分を執行した場合は、その結果を銃砲等所持者に対する行政処分執行報告書（第13号様式）により速やかに主管課に報告し、仮領置した銃砲等の処分状況についても報告すること。

第10 指定射撃場の指定等の取扱い

- 1 指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下「府令」という。）に基づいて提出された申請書及び届出書のうち、正本を警察署で保管し、写しを主管課に進達すること。
- 2 府令第10条の規定に基づく指定射撃場の指定申請書を受理したときは、申請書及び添付書類の記載内容を確認の上、事実調査を行い、相違等がある場合は、訂正させ、又は補充整備させ、指定（教習・練習）射撃場指定申請書（記載事項変更届）の進達について（第14号様式）を添えて主管課に進達すること。
- 3 府令第13条の規定に基づく記載事項変更届書を受理したときは、2に準じて進達すること。
- 4 指定射撃場の位置、構造設備、設置者、管理者、管理の方法等のうち、府令で定める基準に適合しなくなった事実を認めるときは、設置者又は管理者にその改善等の措置を講ずるよう指導し、及び警告してその状況を指定（教習・練習）射撃場の基準について（第15号様式）により主管課に報告すること。
- 5 指定射撃場が指定を解除され、又は失効となった場合は、速やかに指定通知書の返納について（第16号様式）に報告書を添えて主管課に進達すること。
- 6 府令第8条第8号に基づく事故発生の通報を受けたときは、その状況を射撃による事故発生報告（第17号様式）により主管課に速報すること。

第11 古式銃砲及び刀剣類の登録の取扱い

- 1 未登録の古式銃砲又は刀剣類が発見された場合は、発見者は最寄りの警察署へ届け出ることとされている。この場合において、発見者に当該古式銃砲又は刀剣類について登録し所有する意思があるかを確認し、所有の意思があるときは古式銃砲・刀剣類発見届（訓令別記様式第11号。以下「発見届」という。）を提出させ、所

有の意思がないときは古式銃砲・刀剣類の任意提出及び廃棄処分依頼書（第18号様式）とともに当該古式銃砲又は刀剣類を提出させること。

2 実施上の留意事項

- (1) 発見届は、発見時の状況の分かる家族又は使用人で責任のある者が代わって行うことができるものとする。
- (2) 提示を受けた古式銃砲及び刀剣類については、重要な美術品である場合もあることを念頭に置き、特に取扱いを慎重にすること。
- (3) 登録の希望については、発見届出人の意思を尊重し、警察において登録に該当するか否かを判断するなどの行為は避けること。
- (4) 主管課を通じて都道府県教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあっては知事。以下「教育委員会」という。）へ連絡し、登録されなかったものについては、廃棄その他の処理を確認すること。この場合において、所有者の利便を十分考慮し、必要以上に干渉しないこと。

3 発見届出書の取扱い

- (1) 発見届は、受理後、登録の確認をするため警察署に保管しておくこと。
- (2) 古式銃砲・刀剣類発見届出済証及び古式銃砲・刀剣類登録通知書（訓令別記様式第11号）は、切り離すことなく発見届出人に交付すること。
- (3) 古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書（訓令別記様式第11号）は、発見届を受理した警察署から主管課を通じて教育委員会に送付すること。
- (4) 教育委員会から登録について通報を受けたときは、主管課では台帳等を整理し、発見届を受理した警察署においては、発見届に貼り付けて整理保存すること。

第12 台帳等の備付け及び整理

- 1 銃砲刀剣類製造等届出、使用人届出、人命救助等に従事する者届出及び保管業届出を受理したとき、並びに銃砲等又は刀剣類（猟銃及び空気銃を除く。）の所持の確認をしたときは、訓令第31条に規定する台帳をそれぞれ作成し、備え付けること。
- 2 新規許可、転入等により所持者、銃砲等を新たに確認したときは、別に定める猟銃等登録カード及び猟銃等所持者カードを作成し、当該カードを台帳として備え付

けること。ただし、猟銃等所持者カードについては、転入前の住所地が県内である場合はその住所地を管轄する警察署に備え付けてあるものを、転入後の住所地を管轄する警察署へ送付することとする。

なお、産業銃等についても1に準じて取り扱うこと。

3 次の異動をした際には、1及び2の台帳等の記載内容の修正、削除等の整理をすること。

(1) 書換えをしたとき（住所の異動、銃の構造、用途の変更等）。

(2) 異動通知（電子計算機による転出及び譲渡通報を含む。）を受けたとき。

(3) 廃銃、譲渡等による許可証の返納及び許可事項の抹消があったとき。ただし、廃銃及び銃砲店譲渡の場合における登録の抹消は、主管課で行うものとする。

4 台帳の管理については、カードは部外秘扱いとし、施錠可能な書庫等に保管するなどその取扱いに留意すること。

第13 事務の引継ぎ

人事異動等で担当者が交替する場合には、前任者は、手続中の申請書及び交付予定の許可証等関係書類を確実に後任者に引継ぐこと。

第14 その他

1 主管課長は、この要領に定める事務の決裁を生活安全部保安課許認可管理室長（以下「室長」という。）に行わせることができる。

2 室長は、1の決裁を行ったときは、定期的に主管課長に決裁状況を報告するものとする。